

広報

# いずみざき

[www.vill.izumizaki.fukushima.jp/](http://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/)



2011  
No.525

5

**未来に向けて再出発！**  
～各校で入学式・ピカピカの一年生～



幼稚園



一小



中学校



一小



二小



保育所

**おめでとうございます**  
震災に負けず、この春、キラキラと輝く新入生が入学しました。これから始まる新しい生活を前に、希望に満ちあふれた子供たちの姿が見られました。

広報いずみざき

5月号のおもな内容  
CONTENTS

- おめでとうございます……………3
- マンスリートピックス……………4
- インフォメーション……………7
- 健康いちばん……………16
- 平成23年狂犬病予防接種について……………17
- 平成23年度高齢者福祉事業一覧  
休日救急当番医表……………18
- こちらパイン倶楽部です……………19
- みんなの広場……………20
- みんなの声……………21
- 行事……………22

『祈りを込めて千羽鶴』



谷地久保在住の福永伸子様・有志（80名）ご一同様より「東日本大震災」で亡くなられた方々のご冥福を祈り7,000羽の折り鶴ができました。

さらに色紙は、奈良、九州のご親戚の方々などからも届いており、総数1万3千羽（12連+1連（小））ほどの鶴が折れる色紙の枚数になっております。

亡くなられた方々を悼み、合同慰霊祭が行われる際に納める予定となっております。

千羽鶴は、役場・中央公民館に展示してあります。

村民の皆さまへメッセージ

震災から2か月余りが経過しました。あらためて東日本大震災により大切な家屋や店舗及び財産を失われた皆様に謹んでお見舞を申し上げます。また、道路や上下水道及び各公共施設の破損により、多くの皆様にご迷惑をおかけしていること深くお詫び申し上げます。

現在では、水道は通常どおり復旧し、道路や下水道の工事に着手する応急補修を行いました。今後、本工事に着手する段階となっております。

農業者トレーニングセンター・小中学校の体育館などの運動施設が被災を受け使用不能の状況であります。子供達が一日も早く利用できるよう、最優先で復旧したいと考えています。

被災者住宅世帯への支援体制としまして、全壊の世帯に対しましては定住促進住宅・民間アパートの借り上げを行い、一定期間準備いたします。なお、村独自の支援としても全壊又は半壊された方々に対し、出来る限りの支援金を考えて参りたいと思います。水田・水路の復旧に関しても、今後、関係機関等と協議を進めながら、本来の姿に還元してまいります。

しかしながら一方では、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束する兆しは未だ見えず、幼児や子供達を取り巻く健康に対する不安や福島県産の農作物等への風評被害が暗い影を落としています。

村としましては県と一体となり、国と東京電力に対し、一刻も早い事態の収束、有効な風評被害対策、農畜産物被害に対する補償に加え、原子力に関する情報の正確で迅速かつわかり易い伝達を県知事を先頭に各自治体首長、JA等関係機関と連携し、強く要望してまいります。

また、村に対しまして、村内は元より、全国から善意の心が寄せられております。支援物資の援助、多くの義援金が寄贈されております。心より御礼申し上げたいと思います。

力を合わせ、元気な泉崎村づくりへ、再出発であります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

災害対策本部長 久保木 正大

入所・入園・入館・入学状況

- ◆泉崎村保育所（進級児含む）  
男30 女31 61計
- ◆泉崎幼稚園  
男34 女29 63計
- ◆泉崎児童館  
男13 女16 29計
- ◆泉崎第一小学校  
男17 女16 33計
- ◆泉崎第二小学校  
男8 女12 20計
- ◆泉崎中学校  
男36 女30 66計

3月25日(金)株式会社佐野製作所 福島工場より災害支援物資としてカップラーメン

**支援物資・株式会社佐野製作所**

4月19日(火)午前10時から約2時間、泉崎村たばこ小売人組合員とJT職員併せて20名が駅前周辺の清掃ボランティア活動を行いました。当日は、あいにくの冷たい雨の中にも関わらず、駅前周辺を精力的に清掃していた。だきま。ありが。とうございま。した。



**駅前周辺の清掃ボランティア**

4月19日(火)東京都荒川区株式会社田仲エンジニアリング 代表取締役 田中宏幸氏より『災害復興に役立ててほしい』と明治神宮の奉納の竹ぼうき180本が寄贈されました。

**支援物資・株式会社田仲エンジニアリング**

**避難者に食のおもてなし**

村の自営業藤田剛さんら8名の若者達で、4月2日(土)、避難所となっている保健福祉センターにて避難者の方にバーベキューを振る舞いました。『避難している人達を元気づけよう』と友人達に呼び掛け、村内の事業所も賛同し、牛肉や豚肉、新鮮な野菜を使った心温まるバーベキューとなりました。



4月4日(月) 泉崎字坊頭窪に工場のある株式会社榮伸 小出勇工場長が来庁され、『東北地方太平洋沖地震で被災された子ども達へ』と榮伸特製の手作りランドセルを寄贈下さいました。

**株式会社榮伸 被災者へランドセル寄贈**

**義援金・長野県下條村長**

3月18日(金)長野県下條村



4月15日(金)新設された天王台コミュニティセンターにて峠寿クラブの総会が開催されました。総会後には同センターの敷地内に記念植樹が行われました。

**天王台コミュニティセンターにて泉崎村峠寿クラブ総会開催**



メンなどの非常食が寄贈されました。

**義援金(有)アサカ商事**

4月7日(木)ラーメンショップ 泉崎店(有)アサカ商事



3月30日(水)㈱コラボ・ウエイスト 代表取締役 鈴木宏氏より災害義援金として金十万円のご寄付を賜りました。

**義援金(株)コラボ・ウエイスト**



バーベキュー調理の様子

4月19日(火)埼玉県富士見市 株式会社 大野板金 代表取締役 大野登喜夫氏より災害義援金として金五十万円のご寄付を賜りました。

**支援物資・株式会社大野板金**

3月28日(月)株式会社トーション 泉崎工場より災害支援物資として生ラーメンなどの非常食が寄贈されました。

**支援物資・株式会社トーション 泉崎工場**

3月28日(月)雲月寺 住職 柴田一雄氏より金五十万円のご寄付を賜りました。

**義援金・雲月寺**

3月25日(金)三重県在住の川村奈美子様より災害義援金として金五十万円のご寄付を賜りました。

**義援金・川村奈美子氏(三重県鳥羽市)**

3月22日(火)同級生ゴルフコンペ愛好会 代表 草野明氏より災害義援金として多額のご寄付を賜りました。

**義援金・同級生ゴルフコンペ愛好会**

伊藤喜平村長より災害義援金として金五十万円のご寄付を賜りました。



4月11日(月)村民生児童委員協議会より災害義援金として多額のご寄付を賜りました。

**義援金・村民生児童委員協議会**



代表取締役 阿部文衛氏より災害義援金として金十万円のご寄付を賜りました。

**【義援金一覧】 ※4月19日現在**

3月18日	長野県下條村長 伊藤喜平 様
3月22日	同級生ゴルフコンペ愛好会 代表 草野明 様
3月24日	高橋喜和・節子(天王山) 様
3月24日	山岸順子(天王山) 様
3月25日	田崎能信(関和久) 様
3月25日	川村奈美子(三重県鳥羽市) 様
3月28日	柴田一雄(雲月寺) 様
3月28日	㈱福島情報処理センター 代表取締役社長 鈴木正博 様
3月30日	㈱コラボ・ウエイスト 代表取締役 鈴木宏和 様
3月31日	全国町村会
3月31日	全国町村会議長会
4月4日	高野弘子(埼玉県和光市) 様
4月7日	ラーメンショップ泉崎店(有)アサカ商事 代表取締役 阿部文衛 様
4月7日	原 隆(天王山) 様
4月11日	大森伍郎(太田川) 様
4月11日	泉崎村民生児童委員協議会
4月12日	福島県自動車整備振興会白河部会 部会長 東風谷吉信 様
4月15日	日精株式会社 福島工場 様
4月15日	(有)木野内ファーム 木野内 悟 様
4月19日	株式会社 大野板金 代表取締役 大野登喜夫 様

東日本大震災における本村へ寄せられました災害義援金の総額は、総額は330万8,925円となっております。(※4月19日現在)

皆様から頂きました義援金は、1日も早い災害復興に活用させていただきます。

**<災害義援金を受け付けております>**

村では、今回の震災の被害が甚大であることから、皆さまからの義援金を受付けております。ご協力いただける場合は、下記の口座にお振込みいただくか、泉崎村役場災害対策本部までお願いいたします。

○口座振込先 東邦銀行白河支店 (普) 3157 泉崎村会計管理者 溝井邦男

※義援金は寄付金控除の対象となります。

受領書を発行いたしますので、お手数ですが、電話・はがき・メールなどで氏名、住所等をお知らせください。

- (1) 所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄付金控除 (2千円を超える分)
- (2) 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄付金控除 (5千円を超える分)
- (3) 法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金

連絡先 泉崎村災害対策本部

☎ 0248-53-2111 FAX 0248-53-2958

MAIL: soumu@vill.izumizaki.fukushima.jp

**義援金・日精株式会社**

4月15日(金)日精株式会社 福島工場より災害義援金として金十万円を賜りました。



4月12日(火)福島県自動車整備振興会白河部会 部会長 東風谷吉信氏より災害義援金として金十万円を賜りました。

**義援金・県自動車整備振興会白河部会**

**義援金(有)木野内ファーム**

4月15日(金)西郷村 株式会社福島オフィス販売 代表取締役社長 矢沢 元氏より『災害復興に役立ててほしい』と建設用デジタルカメラ3台が寄贈されました。



**支援物資・株式会社福島オフィス販売**

## 平成23年度愛郷の輝き交流事業の 休止について（お知らせ）

4月15日(金)に開催された「愛郷の輝き交流事業実行委員会」で協議した結果、平成23年度愛郷の輝き交流事業については、東日本大震災及び原発事故による影響のため、本年度は中止することに決定しましたのでお知らせします。本事業も定着し、地酒としての認知度も高くなっていることから、平成24年度以降については、災害復旧状況等を勘案しながら進めていく予定でありますのでご理解ください。

○お問い合わせ 産業振興課 ☎ 53-2430

## 子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月～9月までの6ヵ月間、これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることになりました。

- 支給金額 子ども1人につき 月額13,000円
- 支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業まで（0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで）
- 支給月 平成23年6月（平成23年2月分～5月分）  
平成23年10月（平成23年6月分～9月分）

### ご 注 意

- ◆次の方は、お住まいの市町村への申請手続きが必要です。
  - ・出生などにより、新たに養育する子どもができた方
  - ・既に受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
  - ・既に受給していて、他の市町村から引越しをされた方
- ◆次の方は、手続きの必要はありません。
  - ・既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方
- ◆平成23年6月の現況届の提出は不要です。ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。
- お問い合わせ 住民生活課 ☎ 53-2112

※なお、厚生労働省では、今般の東北地方太平洋沖地震の被災地域においても、円滑な支給が行われる必要があると考えており、地方自治体とも十分相談しながら対応してまいります。

## 無料調停相談会

日時 5月27日(金) 時間 午前10時～午後5時30分まで  
会場 白河市中央公民館（天神町）  
内容 離婚、相続、土地、建物、金銭等をめぐる問題など（秘密厳守）  
●問い合わせ 白河調停協会（白河裁判所内） ☎ 22-5555

## ♥村のでんき屋さんへ御相談下さい♥

**太陽光発電**  
太陽光で電気を発電、そして電力に電気を売ります。

**地上デジタルテレビ**  
平成23年7月でアナログ放送終了。今のテレビでも見られる方法もあります。

**IHクッキング**  
炎がないから安心、台所がスッキリ！きれい！

(有)さいとう電豆 ☎ 53-2914 FAX 53-4566

**住宅火災報知器**  
平成23年5月31日迄に設置義務です

**省エネNo1  
エコキュート**  
深夜電力を知っていますか？  
昼間の1/3の料金でお湯を沸かします。

民間車検工場 一日車検・料金(整備)が選べます

## (有)本柳自動車

〒969-0101 泉崎村大字泉崎字八丸112-1  
TEL (0248) 53-2555 FAX (0248) 53-3464

車検・定期点検整備

钣金・塗装

新車・中古車販売

自動車・火災、各種保険

## information お知らせ



泉崎村役場代表電話  
53-2111

総務課 53-2111	会計室 53-2731
行政推進室 53-2409	議会事務局 53-2499
住民生活課 53-2112	保健福祉課 54-1333
税務課 53-2113	学校教育課 54-1533
建設水道課 53-2114	中央公民館 53-2258
土地販売促進課 53-2238	生涯学習課 (スポーツ振興係) 53-3775
産業振興課 (農業委員会) 53-2430	

## 無料相談（弁護士） お知らせ

<無料相談>  
交通事故相談（随時）  
☎ 024-933-4850  
月曜日～金曜日（祝祭日除く）  
午前9:00～正午、  
午後1:00～5:00  
(社)日本損害保険協会東北支部  
郡山自動車保険請求センター

<日程>  
5/12, 5/26, 6/9, 6/23, 7/7,  
7/21, 8/11, 8/25, 9/8, 9/22,  
10/6, 10/20, 11/10, 11/24,  
12/8, 12/22, 1/12, 1/26, 2/9,  
2/23, 3/8, 3/15

## 皆様から頂きました善意の心に、 深く感謝申し上げます。

村内外の個人及び事業所様から多くの支援物資が届きました。ここでは、4月19日現在のご提供頂きました皆様をご紹介します。村民の皆さんをはじめ、県内の個人や匿名での物資提供もあり、この紙面を借りてお礼申し上げます。また、支援物資以外にも様々な形で、村に協力していただいた皆さんに感謝いたします。

●こころや・こころん様	●関口真理子様	●酒井達人様	●昌建寺
●大野直芳様	●小林力様	●西横悦子様	●愛媛県安楽寺 水谷充賢様
●瀬戸春子様	●大野春子様	●飛知和太様	●丸豊モーターズ森喜久子様
●岡部ミトリ様	●高橋喜和様	●北野愛様	●緑川文子様
●長久保重行様	●岡部博様	●佐川勝利様	●渡辺ユキ子様
●鈴木保子様	●井上サツ子様	●有賀敏子様	●海上千代子様
●木村比佐恵様	●池田智恵子様	●白石元子様	●穂積一身様
●穂積貞子様	●長野県 匿名	●草野洋子様	●井上邦勝様
●兼子春枝様	●上田自治会（長野県）	●うお政様	●斉藤様
●大森光子様	●福永伸子様	●大塚玄様	●高野ナヨ様
●佐川操様	●酒井由子様	●高橋慶子様	●秋山節子様
●高橋節子様	●田崎チエ様	●嶋田娃子様	●千葉県曹洞宗満蔵寺様
●穂積正徳様	●兼子行雄様	●鈴木伊八郎様	●福地平次様
●杉浦清造様	●穂積宏明様	●木野内厚子様	●西坂文様
●箭内優一様	●高橋麻衣子様	●久須美伸一様	●(株)榮伸様
●株式会社ゼンショウ (矢吹すきや店)様	●伊藤裕一様	●(有)リオン様	●三村美江子様
	●穂積朝子様	●小松菜結様	●小野崎様
●鈴木康之様	●本柳サト子様	●谷田部文和様	●(株)佐野製作所様
●松川陽子様	●北澤秀子様	●村田敏子様	●中畑富美子様
●小島セト様	●テレメディア東北様	●田崎厚子様	●石井様
●海上キヨ子様	●田崎チエ様	●成澤綾子様 他	●(有)ふじ電設様
●みちくさ食堂様	●遠藤チエ子様	●中島村役場	●(株)福島土木測量設計事務所様
●(株)エービー様	●小山田豊和様	●梅宮雄一郎様	●橋本里江様
●秋央文様	●スプリングポイント様	●石井康子様	●白河歯科医師会様
●古田幸広様	●渡辺キミ子様	●曹洞宗新潟県青年会様	●泉崎そば会様
●龍嶽寺（長野県）様	●南会津町役場様	●新栄物流(株)様	

※支援物資の内容については、省略させていただき、提供者のみ掲載しました。

## “環境にやさしいものづくり”



ISO9001:2000、ISO14001:2004 認証取得

## 創造と挑戦 の企業集団

「お客様第一」に徹し  
更に高い技術と  
品質向上を  
目指します。

JASDAQ 証券コード No.5162



代表取締役社長 横山林吉  
福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地  
☎ 0248-53-3491 ・ FAX 0248-53-3493  
第二福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3  
☎ 0248-54-1618 ・ FAX 0248-54-1619  
白河工場 / 福島県白河市萱根月ノ入1番地21  
☎ 0248-21-1401 ・ FAX 0248-21-1404  
本社 / 埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2  
☎ 048-650-6051 ・ FAX 048-650-5201  
http://www.asahi-rubber.co.jp/

## 住民税・固定資産税・国民健康保険税の減免申請について

この度の平成23年東日本大震災により被害に遭われた納税者の皆さんにお知らせいたします。

村では、災害に遭われた場合、その被害の程度等により、村税の減免措置があります。

平成23年度分普通徴収の納付書は、例年どおり固定資産税を5月に、村県民税を6月に、国民健康保険税を7月にそれぞれ送付いたします。納付書と一緒に各税目の減免内容等の説明書類を同封いたしますので、該当される方は申請書を提出して下さい。

### 減免制度の概要

#### (村民税)

住家及び家財につき災害により受けた損害額がその住家及び家財の10分の3以上で、世帯の合計所得額が1,000万円以下の世帯について、合計所得額と被害割合により減免を行います。

#### (固定資産税)

被害を受けた家屋一棟ごとの被害の程度により、その該当する家屋のごとに減免を行います。

#### (国民健康保険税)

被保険者の属する世帯が災害により、居住する家屋が損害を受け、生活が著しく困難になった場合、その損害の割合により、減免を行います。

### 申請に必要な書類

#### ①罹災証明書

(罹災程度が全壊、大規模半壊、半壊のもの、一部損壊は該当しません。)

#### ②被災証明書(倉庫・家具・家財等の被災を受けた方)

#### ③見積書・領収書

#### ④保険金・損害賠償金などの書類(災害について補填がある場合)

### 申請書の提出期限

各税目第1期の納期限の7日前までに役場税務課に提出してください。

●お問い合わせ 税務課 ☎53-2113

## 生涯学習課よりお知らせします。

震災によりさつき公園内の施設に被害が発生し、危険な状態にあります。このため、さつき公園内の施設が当分のあいだご利用出来なくなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



3月11日震災直後の  
農業者トレーニングセンター

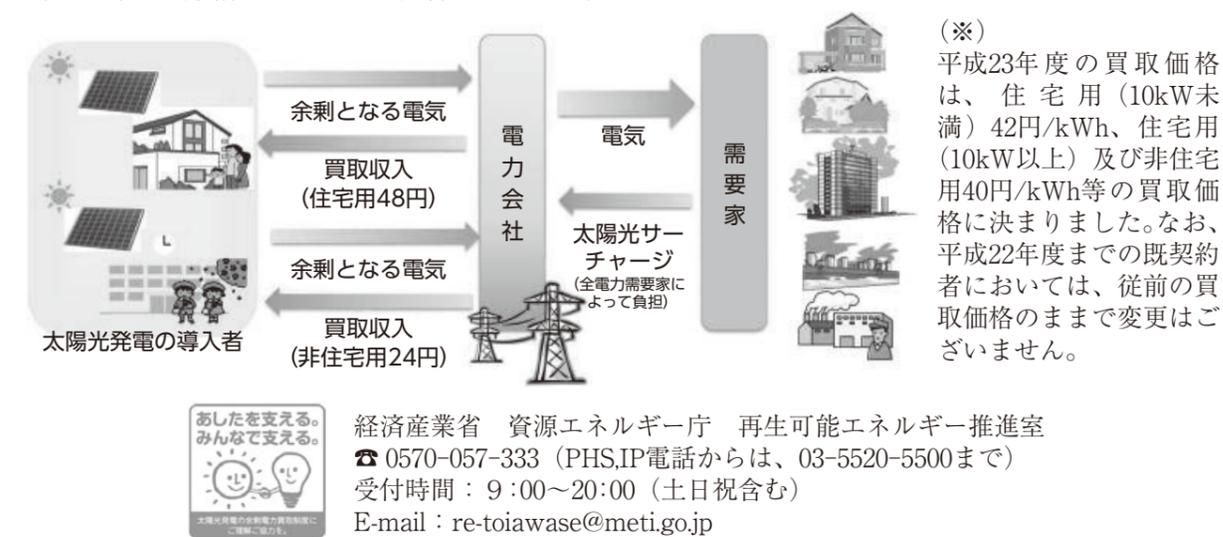


3月11日震災直後の弓道場

## 太陽光発電の余剰電力買取制度について

太陽光発電による電気が、自宅等で使う電気を上回る量の発電をした際、その上回る分の電力を、1キロワット時あたり42円等(※)の価格で、10年間固定で電力会社に売ることができる制度です。買取りに必要となる費用は、電気の使用量に応じて電気を利用する方全員で負担する「全員参加型」の制度となっています。

この制度により日本の太陽光発電の導入量を拡大することで、エネルギーの海外依存度が高い我が国のエネルギー自給率の向上や、地球温暖化対策、さらに我が国のものづくり技術を活かした環境関連産業の成長にも大きく貢献できるものと期待されています。



## 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について

被災者にかわり、村が応急的な修理をします

### 1 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により「全壊、大規模半壊又は半壊した住宅」を、被災者に代わって村が指定業者に依頼し、一定の範囲内で応急的な修理をします。

### 2 対象世帯

次のすべての要件を満たす世帯が対象となります。

- (1) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。  
※全壊のときでも、応急修理を実施することで、居住が可能ときは対象となります。
- (2) 応急修理をすることにより、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること。
- (3) 応急仮設住宅を利用しないこと。

### 3 対象世帯の資力制限など

世帯全体の前々年(平成21年)の年収などが、次のいずれかに該当する世帯が対象です。

- (1) 世帯全体の年収が500万円以下
  - (2) 世帯全体の年収が500万円超700万円以下、かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯 ※
  - (3) 世帯全体の年収が700万円超800万円以下、かつ、世帯主が60歳以上または要援護世帯 ※
- ただし、「大規模半壊又は全壊」の住家被害を受けた世帯には、資力制限はありません。

※要援護世帯とは？

心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者、1級の障害基礎年金受給者、1級の特別児童扶養手当受給者、戦傷病者手帳保持者など  
(詳しくは、申込受付窓口などで確認してください)

### 4 修理内容

修理する部分は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことができない部分であって、より緊急を要する箇所について実施します。

緊急度の優先順は、次のとおりです。

- (1) 屋根、柱、床、外壁、基礎など
- (2) ドア、窓などの開口部
- (3) 上下水道、電気、ガスなどの配管・配線
- (4) 衛生設備

※次ページへ続く

## 東北地方太平洋沖地震 無料電話法律相談

時間 平日 午後2時~午後4時  
電話 024-534-1211  
024-925-6511  
0242-27-2522

かかりにくい場合、支援弁護士会

### <日本弁護士連合会>

・相談時間 平日 午前10時~午後3時  
・電話番号 0120-366-556

## 無料法律相談

白河弁護士協会弁護士による無料法律相談を実施いたします。お気軽にご利用ください。

なお、予約が必要となります。  
◇日時 6月24日(金) 13時~16時  
◇場所 村保健福祉総合センター  
◇問い合わせ先 村社会福祉協議会  
☎54-1555

## 特別総合行政相談所(被災者支援なんでも行政相談)開設のお知らせ

国・県・市の担当者が一堂に会し、行政全般にわたる相談をお受けします。

例えば、住宅支援、税金、雇用、車検、健康保険、メンタルヘルス、放射線などについて困っていること、各種支援制度などについて知りたいことがありましたら、お気軽にご相談ください。

日時：5月18日(水) 10時~15時

場所：白河市役所5階正庁

### 問合せ先

福島行政評価事務所 ☎024-534-1101

白河市 総務課 ☎0248-22-1111

## ✌️ 工事なんでも御相談下さい(見積もり無料) ✌️

駐車場工事・アスファルト舗装工事  
コンクリート工事・土留工事・建物解体工事  
フェンス工事・田・畑・盛土工事・下水工事  
などその他

☆気軽に御相談下さい。

## 株式会社 福南建設

☎969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎(0248) 53-2506

FAX (0248) 53-3438

## 泉崎村農業集落排水・汚水処理施設使用料減免申請について

泉崎村農業集落排水・汚水処理施設条例第10条（使用料の減免）により、遠隔地に在学中及び老人保健施設入所のため、現在自宅に住んでいない方につきましては使用料の減免を受けることができます。

該当される方は、下記より申請の手続きをしてください。  
 なお、療養病棟に入院している家族のいる世帯の方については領収書を持参していただければ年度内のものについては過誤納により還付いたします。

記

- 1 減免金額 減免により1人当たり月額320円が減免されます。
- 2 提出書類 減免申請書（添付書類として在学証明書及び入所証明書）
- 3 提出場所 泉崎村役場 建設水道課

※ご不明な点がございましたら建設水道課（☎53-2114）までご連絡ください。  
 ◎申請時期により納付書の使用料に反映されない場合がありますので、過誤納により還付する方法をとらせていただきます。

## 東日本大震災に伴う未払賃金立替払制度について(お知らせ)

- Q1 未払賃金立替払制度はどのような制度ですか。  
 A 未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したことに伴い、賃金が未払のまま退職された労働者の方に、国が企業に代わって未払賃金（退職金を含む）の一部を立替払いする制度です。
- Q2 震災により賃金に関する書類はほとんど残っていませんが、立替払の請求はできますか。  
 A 勤務していた会社のことや給与に関する書類は存在するものは何でも結構ですので、ご用意ください。それがなくても、これまでの賃金の支払状況などが確認できれば請求の手続きは可能ですので、労働局又は労働基準監督署にお尋ねください。
- Q3 震災前から支払が滞っていた賃金や退職金も立替払されますか。  
 A 立替払の対象となるのは、毎月の給与支払日に支払われる定期賃金と退職金であって、賞与（ボーナス）は対象になりません。給与支払日が来ているのにまだ支払がされていない賃金が対象になりますが、そのうち退職日の6月前の日以降の未払賃金が対象になります。仮に、今回の震災発生日（3月11日）に退職した場合、平成22年9月11日以降の給与支払日に支払われるべき賃金が対象になります。
- Q4 未払賃金の全額について立替払されるのでしょうか。  
 A 立替払の対象となる未払賃金は、税や社会保険料などが控除される前の金額としますが、社宅料など給与から差し引かれることがはっきりしている分については控除します。立替払される額は、未払賃金総額の100分の80です。ただし、この総額が下表に示した年齢区分に応じた限度額を超える場合は、この限度額の100分の80となります。  
 退職日における年齢 未払賃金総額の限度額 立替払上限額（限度額の8割）
- |            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 45歳以上      | 370万円 | 296万円 |
| 30歳以上45歳未満 | 220万円 | 176万円 |
| 30歳未満      | 110万円 | 88万円  |
- ※未払賃金総額が2万円未満の場合は立替払を受けられません。
- Q5 外国人、パートタイマー、アルバイトは立替払の対象となるのですか。  
 A 立替払を受けることができる方は、労働者として雇用されてきて倒産に伴い退職し、未払賃金が残っている方であり、国籍やパートタイム労働者、アルバイトなど正規・非正規社員などを問わず対象となります。ただし、法人登記簿に登録されている役員で役員報酬を受けていた方など労働者でない方は対象となりません。
- Q6 申請できる期間はいつまでですか。  
 A まず、企業が倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定を受けていただくことが必要になりますので、罹災証明書などの企業が倒産状態にあることがわかる資料がある場合には、これらとともに最寄りの労働基準監督署に、退職してから6月以内に申請してください。仮に、震災発生日（3月11日）に退職した場合、平成23年9月11日までに、退職した方のうちどなたかお一人でも申請していただければ結構です。
- Q7 会社の代表者が行方不明ですが、立替払の請求をすることは可能でしょうか。  
 A 会社の代表者の方が行方不明の場合でも、立替払の請求は可能です。
- Q8 今回の震災により、夫が勤めていた会社が倒産し、賃金が未払となっているのですが、夫は死亡してしまいました。私が代わりに立替払の請求をすることは可能でしょうか。  
 A ご遺族がその方のお名前でご申請することが可能です。なお、亡くなったことがわかる死亡診断書などの書類や続柄がわかる戸籍謄本などの書類をご用意ください。
- Q9 私は会社の代表者ですが、今回の震災で事業場が大きな被害に遭い、労働者に給与が払えない状況です。多くの労働者やその遺族が各地に避難していますので、私が給与未払いとなっている労働者の給与についてまとめて申請し、各労働者等に配付したいと思っています。このようなことは可能ですか。  
 A 会社が倒産状態にあることを認定するための認定申請は労働者の方から行っていただくことが必要ですので、連絡のつきやすい労働者のどなたかお一人で結構ですので、申請をお勧めしてください。なお、各地に避難していらっしゃる労働者等の方々についての情報をいただければ、頂いた情報で事務処理がより円滑に進むものと考えますので、ご協力ください。
- お問い合わせ先：白河労働基準監督署 ☎24-1391

- 注1) 地震の被害と直接関係のある修理のみ対象です。  
 注2) 内装に関するものは原則として対象外です。  
 注3) 家電は対象外です。

### 修理の例

- 壊れた屋根の補修、●傾いた柱の家起こし、●破損した柱梁等の構造部材の取替、●壊れた床の補修（1戸当たり6畳を限度で畳の補修も含む）、●壊れた外壁の補修、●壊れた基礎の補修、●壊れた戸・窓の補修、●壊れた給排気設備の取替、●上下水道配管の水漏れ部分の補修、●電気・ガス・電話等の配管の配線の補修、●壊れた便器・浴槽等の衛生設備の取替など

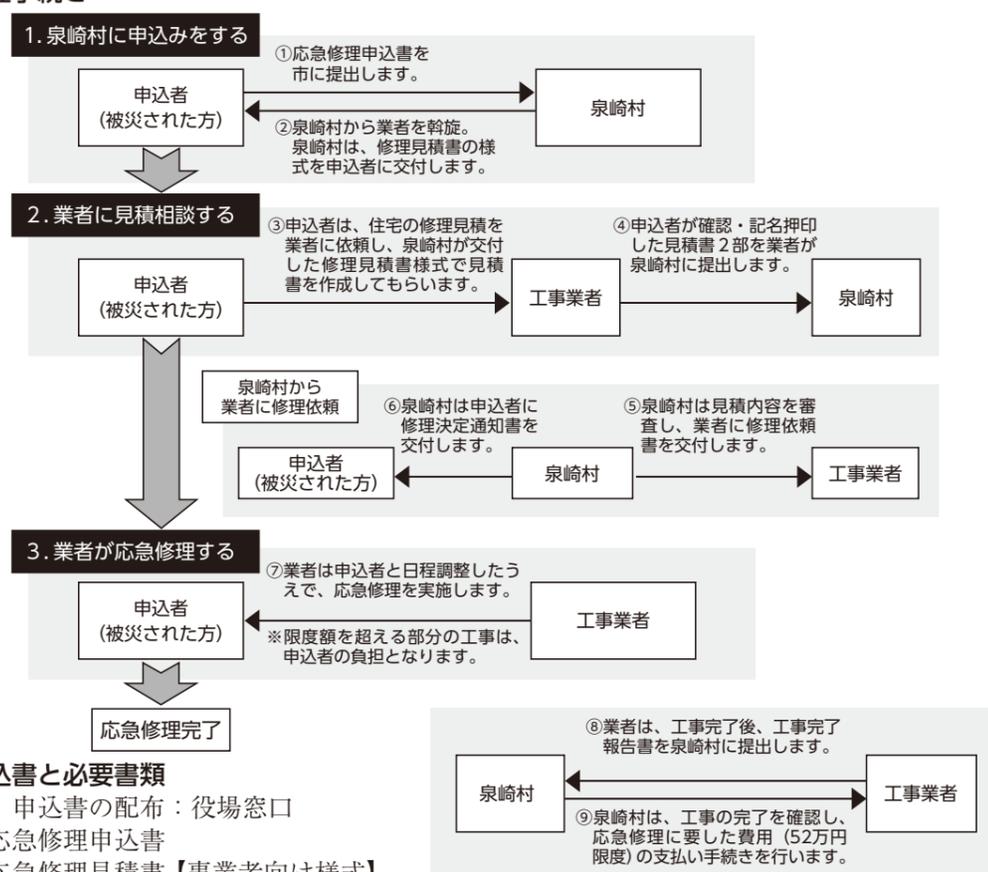
### 5 限度額

- (1) 1世帯あたりの限度額は、52万円です。
- (2) 1戸に2つ以上の世帯が居住している場合でも、この限度額以内となります。

### 6 その他

全壊か大規模半壊の被害を受けた住宅は、被災者生活再建支援金を使って「住宅の応急修理制度」と併せて、住宅の補修をすることができます。

### 7 修理手続き



### 8 申込書と必要書類

- (1) 申込書の配布：役場窓口  
 住宅応急修理申込書  
 住宅応急修理見積書【事業者向け様式】  
 工事完了報告書【事業者向け様式】
- (2) 申込書以外の必要書類の準備（罹災証明書発行後にご準備していただきます）
  - ・罹災証明書
  - ・世帯員全員の住民票（謄本）
  - ・世帯員全員の所得証明（平成21年のもの）
  - ・要援護世帯に該当する場合は要援護者であることが確認できる証明書類

### 9 申込受付窓口

- (1) 申込書の受付窓口：役場住民生活課
- (2) 受付期間：平成23年5月6日(金)～5月20日(金) 予定
- (3) 受付時間：午前8:30から午後17:15まで

### ●お問い合わせ

泉崎村住民生活課 ☎53-21123

わたし  
あなたとJA いい関係  
あなたの満足が、JAの満足です。

大地と生命をはぐむ農業を大切に、常に前進し続けます。

**JA しらかわ**

〒961-8585 白河市弥次郎窪29-1  
**TEL (0248)22-5151 FAX (0248)22-5159**

確かな信用、確かな技術  
**中 溝井設備工業**  
 会社名が変わりました  
**「株式会社 兼千」**  
 今後とも宜しくお願い致します

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房5  
**TEL 54-1101 FAX 54-1103**

## 5 融資を受けることができる住宅

- ①建設 ・1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅
- ②新築住宅購入 ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は40㎡）以上175㎡以下の住宅  
・申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅、又は竣工予定の住宅
- ③リ・ユース(中古)住宅購入 ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は40㎡）以上175㎡以下の住宅  
・築年数に制限はありません。ただし、住宅金融機構の定める耐震性、劣化状況に関する基準等に適合する住宅であることが必要です。
- ④補修 ・床面積及び築年数に関する制限はありません。  
(注1) 175㎡よりも大きな住宅が被害を受けたときは、その広さまでの住宅を建設・購入できます。  
(注2) 共通条件として、融資を受ける住宅には、居室、台所及びトイレが備えられていることが必要です。

- 6 申込方法 郵送で随時受け付けております。  
災害復興住宅融資のお申込みにあたって、必要となる借入申込書などは、住宅金融支援機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）にご請求願います。

## 7 申込みに必要な書類

- ①災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表、個人情報の取扱いに関する同意書、商品概要説明書、運転免許証・パスポート・健康保険証又は住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）のうちいずれかの写し ②り災証明書  
の写し ③申込人の収入及び納税に関する証明書 ④80円切手を貼った封筒（封筒は、融資予約（承認） 通知書送付用のもので、借入申込書と一緒に配布しております。） ⑤その他審査上必要な書類

## 8 融資手数料 不要

## ②住宅金融支援機構融資(フラット35を含む。)を返済中の方に対する返済方法変更について

### 1 返済方法変更の内容

- ①返済金の払込みの猶予（被災の程度に応じて、1年～3年）
- ②猶予期間中の金利の引下げ（被災の程度に応じて、0.5%～1.5%減）  
※猶予期間中の金利は、猶予期間終了後に、お客様のご希望により一括又は分割にてお支払いいただきます。
- ③返済期間の延長（被災の程度に応じて、1年～3年）  
(注) フラット35については、①③のみが適用されます。

### 2 対象者 次のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方

- ①商品、農作物その他の事業財産等又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少する方
- ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要となる方
- ③債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少する又は相当な費用が必要となる方

### 【特例措置の内容】

参考

返済方法の変更 り災割合（被災の程度）	払込みの猶予又は返済期間の延長	猶予期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上 60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

$$\text{り災割合} = \frac{\text{災害発生の日前1年以内の収入額} - \text{災害発生の日以後1年間における収入予定額} + \text{融資住宅等の復旧に要する自己資金} + \text{災害による負傷又は疾病の治療費}}{\text{災害発生の日前1年以内の収入}} \times 100$$

	<b>【相談窓口（返済に関するお問い合わせ）】</b> 住宅金融支援機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル） フリーダイヤル 0120-086-353 ※IP電話などご利用いただけない場合の連絡先 ☎048-615-0420 ※電話相談は、土曜日、日曜日でも実施します。（営業時間：9:00～17:00） <b>【ご来店窓口】</b> 住宅金融支援機構東北支店債権管理グループ（営業時間：平日の9:00～17:00） ☎980-0871 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18 ☎022-227-5013
--	--

印刷のことなら…  
**有限会社 タサキ印刷**  
〒969-0102 泉崎村大字関和久字上野館203  
TEL 0248-54-1500 FAX 0248-53-2030

**直売・カフェ こころや**  
がんばって **営業しています**  
地震と津波の被害を受けた方々に心よりのお見舞いを申し上げます。  
\*5月より火曜日が定休に戻ります。  
\*5月1日(日)・2日(月)はお休みいたします。  
**こころや** 泉崎村川畑37-1 TEL&FAX 0248-53-5568

## ①住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について

### 1 受付期間 随時受付しています。

り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から2年経過日を受付の終期とします。  
※災害復興住宅融資を利用される方には、申込時に「り災証明書」を提出していただきます。「り災証明書」は、地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、被災した住宅の被害程度について証明する証明書です。

### 2 融資対象になる方 以下の方で災害により住宅に10万円以上の被害が生じた方。

建設資金の場合 新築購入資金の場合 リ・ユース購入資金の場合	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた方 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は、「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となります。
補修資金の場合	「り災証明書」の交付を受けた方

※「り災証明書」は、市町村等から交付を受けてください。

※親孝行ローン（災害により被害が生じた住宅を所有する親のために子が建設、購入又は補修を行う場合の融資）については、（1）災害により被害を受けた住宅の所有者と、融資を利用する方又はその配偶者が直系の尊属であること、（2）親孝行ローンにより建設、購入又は補修する住宅が、原則、災害により被害が生じた住宅と同一市町村、又は、子の居住する市町村若しくは隣接市町村の区域内にあることが要件となります。

### 3 融資条件

- ①融資限度額 融資額は、各所要額（建設費、購入費、補修費など）の合計額（所要額の満額の融資が可能です。）又は次の表の合計額のいずれか低い額が限度となります。

・建設資金の場合

住宅の構造	建設資金		土地取得資金	整地資金
	基本融資額	特例加算（一般分）		
耐火・準耐火・木造(耐久性)	1,460万円	450万円	970万円	380万円
木造（一般）	1,400万円			

・新築購入資金の場合

住宅の構造	購入資金		特例加算（一般分）
		うち土地取得資金	
耐火・準耐火・木造(耐久性)	2,430万円	970万	450万円
木造（一般）	2,370万円		

・リ・ユース（中古）購入資金の場合

住宅の構造	購入資金		うち土地取得資金	特例加算（一般分）
	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション		
耐火・準耐火・木造(耐久性)	2,130万円	2,430万円	970万	450万円
木造（一般）	1,920万円			

・補修資金の場合

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火・準耐火	640万円	380万円 (注)	380万円 (注)
木造	590万円		

(注) 引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で380万円が限度となります。

### ②返済期間（注1）

建設	新築住宅の購入	リ・ユース（中古）住宅の購入	補修
耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年以内	【一戸建て等】 リ・ユースプラス住宅 35年以内 リ・ユース住宅 25年以内 【マンション】 リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユースマンション 25年以内	20年以内
木造（一般）	25年以内		
3年間の元金据置可（据置期間分、返済期間を延長可）（注2）			1年間の元金据置可

(注1) 完済時年齢の上限は80歳（親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢）です。

(注2) 据置期間分、返済期間を延長した場合においても、完済時年齢の上限は80歳となります。

### 4 お申込みができる方

- ①被害を受けた住宅の所有者、賃借人又は居住者の方
- ②年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方  
※総返済負担率基準

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

- ③日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

## 5. 申請に必要な書類

### (A 基礎支援金)

- ・全ての世帯
- ①被災者生活再建支援金支給申請書（※役場窓口にあります。）
- ②罹災証明書（泉崎村役場税務課で発行）
- ③住民票謄本（世帯全員のもの）
- ④振込口座の通帳の写し  
（金融機関名、取引店名、種目、口座番号、世帯主名義「フリガナ名」が印字された部分）
- ・住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）
- ⑤減失登記簿謄本  
・敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）
- ⑤減失登記簿謄本
- ⑥敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書等の写しなど）

### (B 加算支援金)

- ・全ての世帯
- ⑦住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写し

## 6. その他留意事項

- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります（住宅の所有者が実際に居住していない場合は対象となりません）。
- ・基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、支給額は「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります（2回目に「補修」で申請する場合も同様）。
- ・申請書の受付後、不足の書類があった場合など、あらためてご連絡させていただく場合があります。

## 7. 支援金の支給

申請書は、泉崎村役場（住民生活課）で受付後、福島県を經由して、本制度の実施機関である「財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）」に送付され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含まれます）に亡くなられた場合は、支給されません（支援金は相続の対象とはなりません）。

## 8. 申し込み先・お問い合わせ先について

場 所：泉崎村役場 住民生活課 電話：53-2112  
受付時間：平日（窓口） 8:30~17:15



### ジェイムズ英会話 春の新入生大募集!!

白河市新高山39-3メガステージ白河内  
営業時間：月-金 12:00-21:00  
土・日 10:30-19:30  
定休日：祝日

**0248-22-2900**  
<http://www.james.co.jp/>

**KIDSクラス** 2歳~

**中高生クラス**

**成人クラス**

**シニア英会話**

**TOEICコース**

**旅行英会話**

# 被災者生活再建支援制度のご案内

## 1. 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、平成23年東日本大震災により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

## 2. 対象となる被災世帯

- 泉崎村内に居住の世帯で、震災により、
- (1) 住宅が全壊した世帯
  - (2) 住宅が大規模半壊した世帯
  - (3) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
  - (4) 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。



## 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区 分	住宅の被害程度	A 基礎支援金		B 加算支援金		計 A + B
		住宅の再建方法				
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250	
			補修	100	150	
			賃借	50	100	
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	
			補修	75	150	
			賃借	37.5	112.5	
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5	
			賃借	37.5	75	

※住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

※加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

## 4. 申請期限

基礎支援金平成24年4月10日まで（災害のあった日から13ヶ月の間）

加算支援金平成26年4月10日まで（災害のあった日から37ヶ月の間）

# 平成23年狂犬病予防接種について

平成23年度の狂犬病予防接種は5月25日(水)～26日(木)に実施いたします。

## 【平成23年度畜犬登録及び予防注射日程表】

期 日：平成23年5月25日～26日の2日間

### 5月25日(水)

地区名	場 所	時 間
入 中	外ノ入火の見下	午前 9:00～9:15
泉 崎	商工会館前	9:30～10:00
根 岸	野崎和彦氏宅前	10:10～10:20
高 根	高根生活改善センター前	10:30～10:50
太 田 川	太田川公民館前	11:00～11:30
新 道	橋本ボーリング前(まんぶく食堂)	11:40～11:50
踏 瀬	佐々木一恵氏宅前	午後 1:00～1:30
踏 瀬 長 峰	草野喜栄氏宅前	1:40～1:50
長 峰・愛宕山	愛宕山公民館前	2:00～2:20
原	真鍋商店前	2:30～2:50
〃	南原公民館前	3:00～3:20
桧 内	桧内地区転作促進技術研修所前	3:30～3:40
天 王 台	天王台事務所前	3:50～4:00

### 5月26日(木)

地区名	場 所	時 間
富久保・八丸	松川貴志氏宅前	午前 9:00～9:30
都 橋 山	障害者支援センター(旧老人福祉センター)前	9:40～10:00
堂 ノ 下	堂ノ下集会所前	10:10～10:30
新 田	新田地区研修集会所前	10:40～11:00
木ノ内・山寺	元田崎印刷所前	11:10～11:30
関 和 久	関和久宿集会所前	午後 1:00～1:30
瀬 知 房	瀬知房児童遊園地前	1:40～2:10
〃	三瓶氏宅前	2:20～2:50
屠 胴 原	佐藤利治氏宅前	3:00～3:10
ニュータウン	コミュニティーセンター前	3:20～4:00

○最寄りの場所で登録及び注射を受けてください。

○時間は多少前後しますので、ご了承願います。

○料金～登録手数料3,000円(登録していない犬のみ)・注射済票交付手数料550円・注射料2,550円。

※生後、91日以上の子犬は狂犬病予防法に基づき登録し、また狂犬病予防注射を受けなければなりません。

※注射料は、上記期日以外は、2,550円以上になります。

●問い合わせ 住民生活課 ☎53-2112



皆さまの食卓へ本物と笑顔をお届け。  
自家農場産「夢味ポーク」は、  
健康・美味・新鮮のこだわりのブランドポーク。  
まごころこめた豚肉と自家製ハム・  
ソーセージをぜひご賞味ください。



豚肉専門店 **ノーベル**  
西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針 63-1  
〒969-0101 FAX: 0248-53-4147  
**TEL (0248)53-4129**

<http://www.yumeaji.com>

E-mail novel@yumeaji.com  
AM11:00～PM7:00 ●火曜日定休

# 健康いちばん!

## 平成23年度 総合検診のお知らせ

特定健康診査(特定健診)・結核検診・肺がん検診・  
胃がん検診・大腸がん検診等

～検診開始から終了までは、約1時間程度です。皆さん、ぜひ受診してください～

- 1 受付時間 午前7時30分～午前10時
- 2 期 間 平成23年5月19日(木)～5月22日(日)・5月28日(土)
- 3 会 場 泉崎村保健福祉総合センター



月 日	対 象 地 区	会 場
5月19日(木)	宿館・高根・太田川地区	保健福祉総合センター
5月20日(金)	堂ノ下・八丸・都橋山・富久保・谷地久保・入中地区	
5月21日(土)	新田・桧内・天王台・八雲地区	
5月22日(日)	上町・下町・瀬知房・屠胴原地区	
5月28日(土)	踏瀬・原・山寺地区	

※自分の地区の検診日に都合が悪い方は、別の日でも受けられます。

※各日、対象地区はバスで送迎を行います。(後日配布の「総合検診バス運行表」をご覧ください。)

※期間中に受けられない方は、指定医療機関で実施する個別検診または10月1日(土)の集団検診を受けてください。

### 4 検診内容及び料金

＜医療保険者が実施する特定健康診査(特定健診)の受け方＞

対 象 者	国保に加入している40歳から74歳までの方
健 診 内 容	問診・身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・医師の診察等
検 診 料	500円(70歳以上無料)
持参するもの	受診券、健康保険証、受診録、尿

※国保以外の方は、協会けんぽ、共済組合、健康保険組合等からの案内があります。保険者から交付される「受診券」と保険証があれば特定健診が受けられます。

＜医療保険に関係なく受けられる検診＞ 平成24年3月31日までに該当年齢になる方

検 診 名	内 容	対象者	検診料	持参するもの
結核・肺がん検診	X線間接撮影	20歳以上	無料	受診録
胃 がん 検 診	胃透視	30歳以上	500円	受診録
大 腸 がん 検 診	便潜血反応検査	40歳以上	無料	受診録 採便容器
肝炎ウイルス検診	血液検査(C型・B型肝炎検査)	40歳	無料	受診録
後期高齢者健康診査	問診・身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・医師の診察等	75歳以上	無料	受診録 健康保険証

※70歳以上は、すべて無料です。

★受診券、受診録、採尿容器等は、各地区の保健協力委員の方が5月中旬頃配布します。

# こちらパイン食楽部です

## ＜離乳食を作りました＞

2月9日(木)保健福祉総合センターで、6・7ヶ月児検診がおこなわれ、離乳食の栄養指導が行われました。お母さんたちにも実際に離乳食を食べてもらい、味や、食感を感じてもらうために、私たちハイハイクラブは年に6回乳幼児の離乳食づくりを実施しています。この日のメニューは、「ミルク粥」「豆腐とカボチャの肉そぼろ煮」「野菜スープ」です。離乳食を食べることも達は、初めてのお子さんや、すやすや眠っているお子さん等様々ですが、衛生面や栄養面に気を配りながら、心をこめて作っています。子ども達の笑顔にパワーをもらいながら、これからもおいしいものを作って提供していきたいと思ひます。  
(ハイハイクラブ 前橋キエ子)



## 「まごわやさしい料理コンクール PART II」レシピ②

＜教育長賞＞ 泉川毬乃さん・泉川恵子さん

### 豆としいたけ入りコロッケ

#### 材 料 (4人分)

##### ◎コロッケ

じゃがいも・人参・すりごま・小麦粉・大豆・玉ねぎ・枝豆・しいたけ・わかめ&しらす (つけあわせ)・塩・ひき肉・パン粉・油・コショウ

##### ◎スープ

かぼちゃ・玉ねぎ・バター・牛乳・コンソメ・小麦粉

#### ☆作りかた☆

##### ◎コロッケ

- ①じゃがいもの皮をむいて茹でる。
- ②玉ねぎ・人参・しいたけをみじんぎりにし、ひき肉・大豆・枝豆と炒める。
- ③①をつぶし②に混ぜ、塩・コショウし適当な大きさに丸める。
- ④③を小麦粉・卵・パン粉にまぶす。そのときパン粉にはごまを混ぜておく。
- ⑤④を油で揚げる。
- ⑥つけあわせの野菜と共に盛り付ける。

##### ◎スープ

- ①かぼちゃ・玉ねぎは薄く切り、小麦粉と一緒にバターで炒める。
- ②水とコンソメを加え、柔らかくなるまで煮る。
- ③ミキサーにかける。
- ④牛乳を加え更に煮、塩コショウで味を調える。
- ⑤オクラの輪切りを浮かべ出来上がり。

#### <コメント>

弟の好きな大豆を使ったコロッケを考えました。パン粉にすりごまを混ぜたのがポイントです。つけあわせには、わかめや季節の野菜・かぼちゃを使ったスープも作りました。



# 平成23年度高齢者福祉事業一覧

高齢者に対する各福祉サービスは、下記のとおりです。サービスを希望する方、また、詳細については、保健福祉課までご相談ください。☎(54-1333)

事業名	対象者	事業内容
福祉人材育成(ホームヘルパー)事業	ホームヘルパー2級の資格取得者	受講料の半額を助成します。
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	介護保険対象者を除く60歳以上の利用する家屋で、生計中心者の所得が児童手当所得制限限度額以下	住宅改修費用の1割を個人負担とし、助成金は、18万円を限度とします。
高齢者生きがい活動支援通所事業	概ね65歳以上の高齢者で要支援、要介護以外の者	ケアハウス泉崎デイサービスセンターを利用します。原材料費等として利用負担金は1日につき800円です。
温泉入浴サービス事業	敬老会招待者	さつき温泉無料利用券6枚を交付します。利用期間は、敬老会終了後から翌年2月末までです。
軽度生活支援事業(ホームヘルパー・シルバー人材センター)	・概ね65歳以上のひとり暮らし老人 ・高齢者世帯で日常生活に支障がある者	外出時の援助、食事食材の確保、家周りの手入れ、家屋内の整理整頓等の支援で、利用負担金は1時間当たり200円です。
老人日常生活用具給付事業(緊急通報装置)	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	ひとり暮らし高齢者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器を給付します。前年の所得税額により設置費用に負担金があります。
食の自立支援事業	・概ね65歳以上のひとり暮らし老人 ・高齢者世帯で日常生活に支障がある者	週1回、昼食のお弁当の利用です。利用負担金は、1食につき200円です。
寝具乾燥消毒事業	概ね65歳以上の在宅の寝たきり老人又はひとり暮らし老人	6月と10月に敷き布団、掛け布団、毛布等一組を実施します。利用料金は、1枚につき30円です。
紙おむつ給付事業	・概ね65歳以上の在宅の者 ・老衰等でおむつの必要な者 ・家族の所得税15万円未満	月額3,000円相当分を年4回に分けて現物給付します。

## 休日救急当番医表

診療日	白河地区		歯科
	小児科	内科	
5月1日(日)	わたなべ子どもクリニック	よこむら整形外科クリニック	酒井歯科医院
3日(火)	白河厚生総合病院	会田病院	たまち歯科医院
4日(水)	白河厚生総合病院	会田病院	佐久間歯科医院
5日(木)	白河厚生総合病院	会田病院	佐藤歯科医院
8日(日)	おかざきクリニック	いがらし内科クリニック	鈴木歯科医院
15日(日)	岡崎小児科内科医院	宇都宮クリニック	鈴木歯科医院(表郷)
22日(日)	関根医院	おおほりクリニック	すずき歯科
29日(日)	関医医院	大高整形外科	須藤歯科医院
6月5日(日)	樋口小児クリニック	大高内科胃腸科	高久歯科医院
12日(日)	みうら小児クリニック	片倉医院産科・婦人科	斎須歯科医院
19日(日)	わたなべ子どもクリニック	かねこクリニック	ひまわり歯科医院
26日(日)	おかざきクリニック	片倉クリニック	円谷歯科医院

※休日当番医を受ける場合は、「しらかわ救急情報センター」にお問い合わせください。

しらかわ救急情報センター ☎23-9909

## 心配ごと相談所・行政相談

村社会福祉協議会では、心配なことがあって困っている方のために、毎月第2土曜日に心配ごと相談を行っています。※秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

◇日時 5月14日(土) 午前10時～12時まで

◇会場 村保健福祉総合センター

◇相談員 村民生委員 星貞雄さん  
中野日春雄さん

◇行政相談 行政相談委員 小林敏明さん

◇問い合わせ先

心配ごと相談 社会福祉協議会 ☎54-1555  
行政相談 総務課 ☎53-2111

総務大臣より、泉崎村を担当する行政相談委員として、小林敏明氏が再委嘱されました。

### ●行政相談委員

委員 小林敏明さん  
住所 泉崎字谷地久保50-42  
☎53-3357

行政相談委員は、総務大臣が委嘱するもので、国・県・村の仕事始め、NTTなどの特殊法人の仕事についての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関等との間に立って、その解決を促進するよう相談に応じています。



## 住民基本台帳の一部の閲覧状況の公表

平成18年11月1日に改正された住民基本台帳法(第11条第3項及び第11条の2第12項)に基づき、閲覧状況を公表します。

今回は平成22年4月から平成23年3月末までに行われた閲覧分です。

### 国又は地方公共団体の機関による閲覧

	名称	閲覧理由	閲覧年月日	住民の範囲
1	防衛省自衛隊福島	自衛官募集に伴う広報	平成22年11月15日	泉崎村全地区

### 個人または法人の申出による閲覧

	名称	閲覧理由	閲覧年月日	住民の範囲
1				

※個人または法人の申出による閲覧はありませんでした。

## 湿原散策でリフレッシュ

今回の東日本大震災で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。泉崎村も大きな被害を受け、苦勞されていることと思います。泉崎村の一日も早い復興を心よりお祈りしています。



南会津町と昭和村にまたがる駒止湿原は、標高1,000～1,200メートルの平原状の緩傾稜線がつづく駒止高原の頂上付近に広がり、低層から高層までの高山植物が自生しています。5月のミズバショウに始まり、コバイケイソウ、ワタスゲ、ニッコウキスゲ、ハクサンシャクナゲなど、春から秋にかけて様々な花が咲き、湿原を彩ります。駐車場から湿原まで約10分ほどで辿りつけ、湿原の往復にかかる時間は約2時間と、気軽に散策できる湿原です。

なお、湿原を散策される際は、入山マナーをお守りいただき、大自然を思う存分お楽しみください。



### ■問い合わせ

南会津町役場商工観光課 ☎0241-62-6200  
南会津町観光協会田島支部 ☎0241-62-3000

## 支える心 (スナップショット)



災害時、炊き出しや『愛情たっぷり』おむすび作りに献身的に、ご協力くださいました。日赤奉仕団の皆様。

深谷 克己さん	鈴木 乙彦さん	田崎 正之さん	荒井 平二さん	中野日榮子さん	星 巖さん	星 瑞季ちゃん	滋さん・阿由美さん	おめでた お子さま名	お祝い	父母名
穂絵さん	82才	85才	90才	89才	76才					

## 思い出のフォト (震災で掲載できなかった4月号スナップです。)



東日本大震災の2時間前に挙行された平成22年度第50回泉崎村立泉崎中学校卒業証書授与式。

式は卒業生の男子27名 女子40名 計67名、保護者の皆様及び多くの来賓の参列のもと同校体育館にて実施されました。厳粛な雰囲気の中、整然と並ぶ卒業生が印象的でした。式では會田巴喜夫校長が、卒業生に対して、お父さんお母さん・先生方・地域の方々、多くの協力があって皆さんは生かされている。感謝の心は『やっもらえるのが当たり前』という感覚からは感謝の心は生まれません。卒業生へ贈る言葉として『明るく前向きに生きること、人を思いやること、感謝の心を大切にすること』を述べ、参列の皆様には『人との関わり合い、助け合って生きてくことで感謝の心が生まれる。子供・学校・親の三身一体となって協力で、数字ではあらわせない生きる力が育むことが出来た。素直に真っ直ぐ育ててくれたこと』多くの皆様に深く感謝を申し上げると式辞を述べられました。

## はっぴいばあすでい…1才になりました…



岡部 雄大くん



野木 梨生ちゃん



田崎 涼雅くん



鈴木 健琉くん



今井 響希くん

私は泉崎で生まれ育ち、二度村を離れ、村外での生活を経験しましたが、結局泉崎に戻り永住する事になりました。小さかった三人の息子達も私と同じ学校に通い、今春小学校を卒業する事が出来ました。小・中学校と子供の成長と共に子供を通して知り合った友達も増え、充実した毎日を送っていると感じています。野球部の応援、スポ少の指導と毎週グラウンドで子供達と楽しい数年間を過ごし、保護者・指導者の方々と共に楽しい時間を持つた事に感謝いたします。今後は少し時間に余裕が出来て何かをやるうかと思っていた矢

(今回は、本柳夕起子さんへリレートークです。)



先に今回の大震災、驚きと不安の毎日ではありますが、仲間を大切に、今後も子供達が楽しく、夢を持って住み続けられる様な、泉崎に生まれてよかったと思える村に復興出来ればと願っています。これからも地域の皆様と仲良く、協力をして復興に協力したいと思えます。



湯川 光弘さん (別所)

リレートーク

123

～お詫びとお知らせ～

震災により、当館日帰り入浴施設も甚大な被害に遭いましたが  
関係各社方々のご尽力により、4月1日より  
本館の浴槽にて【仮オープン】とさせて頂きました。  
手狭な営業にて、ご不便・ご迷惑をお掛け致しておりますが  
5月には露天風呂・温泉棟の補修工事も完了致しますので  
皆様のお越しを心よりお待ちしております。

【さつき温泉入浴時間】 9:00～19:00 (仮オープン中)



泉崎さつき温泉

泉崎カントリーヴィレッジ  
電話53-4211 FAX53-4255

ひとりじゃないよ、  
ひとつだよ。



You are not alone.

5/1 (日)	㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	15 (日)	㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	29 (日)	㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日
2 (月)		16 (月)	出前元気はつらつ教室 関和久 ㊟ 出前元気はつらつ教室 踏瀬	30 (月)	㊟ 出前元気はつらつ教室 宿館
3 (火)	燃えるごみの日特別収集日及び 受入日 ㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	17 (火)	㊟ 2歳児健康相談 出前元気はつらつ教室 瀬知房 燃えるごみの日	31 (火)	燃えるごみの日
4 (水)	㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	18 (水)	㊟ 体育協会支部長会議 資源ごみの日	6/1 (水)	資源ごみの日
5 (木)	㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	19 (木)	㊟ 総合検診	2 (木)	
6 (金)	㊟ 泉寿会 燃えるごみの日	20 (金)	㊟ 総合検診 ㊟ 定例農業委員会 燃えるごみの日	3 (金)	㊟ なかよしクラブ 燃えるごみの日
7 (土)	㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	21 (土)	㊟ 総合検診 ㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	4 (土)	㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日
8 (日)	㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	22 (日)	㊟ 総合検診 ㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	5 (日)	燃えるごみの日特別収集日及び 受入日 ㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日
9 (月)	出前元気はつらつ教室 太田川	23 (月)		6 (月)	
10 (火)	ポリオ生ワクチン投与(南東北 診療所) ㊟ 保健協力委員会総会 燃えるごみの日	24 (火)	出前元気はつらつ教室 高根 燃えるごみの日	7 (火)	㊟ 3・4ヶ月児 9・10ヶ月児 健診 燃えるごみの日
11 (水)	出前元気はつらつ教室 北平山 ㊟ 出前元気はつらつ教室 原 資源ごみの日・粗大ごみの戸別 収集日	25 (水)	㊟ 社協理事会 ㊟ 評議委員会 ㊟ 定例民生委員協議会 資源ごみの日	8 (水)	資源ごみの日・粗大ごみの戸別 収集日
12 (木)	出前元気はつらつ教室 八雲 ㊟ なかよしクラブ	26 (木)	㊟ なかよしクラブ	9 (木)	㊟ 6・7ヶ月児健康相談
13 (金)	出前元気はつらつ教室 峠 燃えるごみの日・燃えないごみ の日	27 (金)	㊟ 定例教育委員会 燃えるごみの日・燃えないごみ の日	10 (金)	燃えるごみの日・燃えないごみ の日
14 (土)	㊟ 心配ごと相談所・行政相談所 開設 ㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日	28 (土)	㊟ 総合検診 ㊟ レシテーションコンクール ㊟ 休日戸籍税務窓口開庁日		

農：農村環境改善センター 保：保健福祉総合センター 資：資料館 育：保育所 幼：幼稚園 児：児童館 公：中央公民館 さ：さつき公園  
一：第一小学校 二：第二小学校 中：中学校 ト：トレーニングセンター 診：泉崎南東北診療所 弓：弓道場 ソ：ソフト球場

人口	人口	合計	世帯数
(3月1日現在) 男 3,208人	女 3,427人	6,635人	1,996戸
(4月1日現在) 男 3,199人	女 3,411人	6,610人	1,997戸